

と畜検査員の現場での配置

作業工程	SRM	検査員の配置	
<p>繫 留</p> <p>↓</p>		生体検査	検査員
<p>とさつ(スタンニング)</p> <p>↓</p> <p>ピッシング</p> <p>↓</p> <p>シャックリング</p> <p>↓</p> <p>懸垂・放血</p> <p>↓</p> <p>剥 皮</p> <p>↓</p>	<p>頭部</p>	解体前検査	検査員
<p>内臓摘出</p> <p>↓</p> <p>せき髄吸引</p> <p>↓</p> <p>背割り</p> <p>↓</p> <p>枝肉洗淨</p> <p>↓</p> <p>検 印</p>	<p>内臓処理室で除去</p> <p>回腸遠位部</p> <p>せき髄</p> <p>せき髄</p>	解体時及び解体後検査	検査員

写

食安監発第1111001号  
平成15年11月11日

各 

都道府県
保健所設置市

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

牛海綿状脳症（BSE）に関する検査の実施について

標記については、平成13年10月16日付け食発第307号により実施しているところですが、近時、BSEスクリーニング検査において陽性と判定された牛について、門部（Obex）を含む延髄組織を用いた確認検査に加え、門部以外の特定部位等についても確認検査実施機関からの送付が求められる事例が生じています。

つきましては、上記通知の「牛海綿状脳症検査実施要領」中6（7）に基づく措置を徹底するとともに、門部以外の部位の確認検査機関への検体搬入が必要な場合には、別紙のとおり対応方よろしくをお願いします。

なお、と畜場法第14条第3項第2号の規定に基づくと畜場法施行令第5条第1項第3号に定める特例については、本年3月に確認検査の結果が陰性と判定するには至らなかった事例を踏まえたものであり、確認検査実施中のものについて持ち出しを許可するものでは無いことを御了知の上、対応方よろしくをお願いします。

(別紙)

## BSEスクリーニング検査陽性牛の特定部位等の取扱いについて

BSEスクリーニング検査において陽性と判定された検体について、以下のとおり、可能な限り採材及び保存を行うこと。

### <採材部位>

#### 1. 優先的に採材する部位

- 1) 脳、眼、扁桃、回腸遠位部
- 2) せき髄
- 3) 背根神経節各部 (採取可能なもの)

#### 2. 可能な場合に採材する部位

- 1) 腹腔神経節 (採取可能なもの)
- 2) 各リンパ節 (腸間膜リンパ節、表在リンパ節など)
- 3) 筋肉
- 4) 各実質臓器 (心臓、肺、肝臓、腎臓、脾臓、膵臓、副腎等)
- 5) 消化管 (胃、十二指腸、空腸、回腸、結腸)
- 6) その他 (膀胱、乳房、生殖器等)

### <採材と保存>

1. 凍結検体とホルマリン固定検体の二種類を採材する。
2. ほぼ同じ部位を二つにわけて、凍結とホルマリン固定する。
3. 組織は、特定部位を除いて、親指大で十分であり、50ml の遠心用プラスチックチューブに入れる。他は固定用チャック付きプラスチック袋を使用する。
4. 脳は中央で左右に正中断し、右半球を凍結、左半球をホルマリン固定する (視床や小脳を含む)。
5. せき髄は全長を8等分し、上から凍結、ホルマリン固定の順に検体を採取する (番号を付ける)。
6. 回腸遠位部は、20cm 程度に8分割し、口側から番号を付け、2cm 程度の組織を切り出し、凍結、ホルマリン固定の順に検体を採取する。

### <検体の郵送等>

門部以外の部位の確認検査機関への検体搬入を行う際は、郵送検体については郵便法の定める二重包装ののち液漏れを防ぐ容器に入れ、郵便局に危険物として申請し、定められた送付状とシールを貼り、発送する。可能な場合は確認検査実施機関まで持参する。

**BSE対策に関する調査結果**  
(平成16年10月末現在)

1 調査対象施設

平成16年10月末日現在、牛のとさつを行っている畜場数 160施設

2 通常の牛のスタンニング方法

(1) スタンガン(とさつ銃)を使用していると畜場数 149施設

- |                                |       |
|--------------------------------|-------|
| ①弾の先が頭蓋腔内に入るもの                 | 149施設 |
| ②弾の先が頭蓋腔内に入らないもの               | 0施設   |
| ③エアーク銃(空気で衝撃を与えるもので頭蓋骨に穴はあかない) | 1*施設  |
|                                | ※①と併用 |

(2) と畜ハンマーを使用していると畜場数 30施設

(うち19施設がスタンガンと併用)

(3) 圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場数 0施設

3 牛のとさつ時のピッシングについて

(1) ピッシングを行っている畜場数 115施設

ピッシングの頻度

- |                                      |       |
|--------------------------------------|-------|
| ①全頭~ほぼ全頭について行っていると畜場                 | 102施設 |
| ②とさつする牛の状態、出荷者等により行ったり、行わなかったりすると畜場数 | 7施設   |
| ③ほとんど行わないが、稀に行っていると畜場                | 6施設   |

(2) ピッシングを行っていないと畜場数 45施設

4 牛の背割りによるせき髄片の飛散防止について(( )内は12月1日時点での改善施設数)

※背割りを行っていないと畜場数 6施設

(1) 基本的事項

①鋸の歯を洗浄しながら切断し、せき髄片を回収している 135施設

(12月1日までに実施確認した施設 153施設)

注: 1施設は1頭毎には洗浄している。

②回収したせき髄片を焼却している 150施設

(12月1日までに実施確認した施設 154施設)

③背割鋸は一頭毎に十分に洗浄消毒している 150施設

(12月1日までに実施確認した施設 153施設)

注: 1施設は平成17年度に改善予定。

④背割り後、せき柱中のせき髓を金属性器具を用いて除去している 143施設  
 (12月1日までに実施確認した施設 154施設)

⑤除去後、高圧水により洗浄している 144施設  
 (12月1日までに実施確認した施設 151施設)

注：3施設は平成16年度内に改善終了予定。

⑥と畜検査員が枝肉へのせき髓片の付着が無いことを確認している 153施設  
 (12月1日までに実施確認した施設 154施設)

(2) (1)の基本的事項以外の飛散防止措置を講じていると畜場数 136施設

①背割りを行っていないと畜場数	6施設
②背割りを正中線からずらしている	10施設
③背割り前にせき髓吸引機等を用いた除去を行っている	125施設

## 5 牛の特定部位の焼却について

(1)と畜場内の施設で焼却している 74施設  
 (2)産業廃棄物処理業者に委託し焼却している 33施設  
 (3)市町村等の産業廃棄物処理施設で焼却している 25施設  
 (4)専用の化製場で肉骨粉等にしてから焼却している 37施設  
 (5)専用の化製場以外の化製場で肉骨粉等にしてから焼却している 5施設

## 6 めん羊及び山羊のSRMの取扱いについて

(1)平成14年4月1日から本年10月末日までに、12ヶ月齢以上のめん羊及び山羊をとさつしたと畜場数 54施設

(2)めん羊及び山羊のSRMの焼却について

①と畜場内の施設で焼却している 39施設  
 ②産業廃棄物処理業者に委託し焼却している 13施設  
 ③市町村等の産業廃棄物処理施設で焼却している 13施設  
 ④専用の化製場で肉骨粉等にしてから焼却している 7施設

## 7 SRMに係るSSOPの作成について(牛又はめん羊をとさつしたと畜場166施設分)

①SSOPは作成済みである 107施設  
 ②SSOPが作成されていない 59施設

うち・12月1日時点で作成済み	11施設
・作成中もしくは予定日を設けて作成予定	46施設
・うち、今後牛、めん羊及び山羊のと畜をしない	2施設



食安監発第1014001号  
平成16年10月14日

各 

都道府県
保健所設置市

 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

### BSE対策に関する調査について

特定部位の取扱い状況については、平成15年2月25日付け食監発第0225001号等により調査を実施してきたところですが、今般、その後の状況を把握することとしたので、別紙様式1の調査票(個票)により、各と畜場について調査し、別紙様式2の調査票(自治体取りまとめ用)に必要な事項を記載の上、11月12日(金)までに別紙様式2をFAXにて当課あて送付方よろしくお願ひします。また、別紙様式1についても、後日、郵送により送付方お願ひします。

調査票の記入に当たっては、と畜場管理者等の関係者に直接事実関係等を確認の上、記入されるようお願ひします。

なお、調査結果については、報道機関等への公表、及びと畜場から排出される汚泥の肥料への利用に係るリスク評価を進めている農林水産省あて情報提供する場合があることを申し添えます。

特定部位の取扱調査票 (個票)

と畜場名

※ 記載上の注意事項:  には○×、( ) には記載事項、[ ] には数値、  
< > はどちらかに○を記入する。

1 調査対象施設

平成16年10月末日現在、牛のとさつを行っているか

(2~5の調査事項は、1で○をつけた施設が、6~7については、牛、めん羊及び山羊のとさつを行う施設が、平成16年10月末日時点として、回答すること。)

2 通常の牛のスタンニング方法

(1) スタンガン (とさつ銃) を使用しているか

○の場合 ① 弾の先が頭蓋腔内に入るものか

② 弾の先が頭蓋腔内に入らないものか

(2) と畜ハンマーを使用しているか

(3) 圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いているか

(4) その他 ( )


3 牛のとさつ時のピッシングについて

ピッシングを行っているか

○をつけた施設についてのピッシングの頻度

① 全頭~ほぼ全頭について行っている

② 牛の状態、出荷者等により行ったり、行わなかったりする

③ ほとんど行わないが、稀に行っている④

④ 上記②又は③に該当する場合はピッシングを行う頭数の割合 [約 割]


4 牛の背割りによるせき髄片の飛散防止について

(1) 基本的事項

① 鋸の歯を洗浄しながら切断し、せき髄片を回収している

② 回収したせき髄片を焼却している

③ 背割鋸は一頭毎に十分に洗浄消毒している

④ 背割り後、せき柱中のせき髄を金属性器具を用いて除去している

⑤ 除去後、高圧水により洗浄している

⑥ と畜検査員が枝肉へのせき髄片の付着が無いことを確認している

(2) (1) の基本的事項以外の飛散防止措置を講じている

① 背割りを正中線からずらしている

② 背割り前にせき髄吸引機等を用いた除去を行っている

○の場合、具体的なせき髄除去の実施方法

< 吸引式 ・ 押出し式 >

③ せき髄除去処理により除去されるせき髄の割合 (除去率) [ % ]

※ 除去率は、任意の連続した5頭について次式により得られた一頭当たりの除去率の平均値を算出すること。






6 めん羊及び山羊のSRMの取扱いについて

(1) 平成14年4月1日から本年10月末日までに、12ヶ月齢以上のめん羊及び山羊をとさつしたか

(2) めん羊及び山羊のSRMの焼却について

- ① と畜場内の施設で焼却している
- ② 産業廃棄物処理業者に委託し焼却している
- ③ 市町村等の産業廃棄物処理施設で焼却している
- ④ 専用の化製場で肉骨粉等にしてから焼却している


7 文書の作成等に関すること

(1) SRMに係るSSOPの作成について

平成9年1月28日付け衛乳第24号「と畜場法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」通知及び平成9年1月28日付け衛乳第25号運用通知によりSRMの処理については、「各と畜場の特質を考慮した標準的な作業手順、確認の方法等を規定したHACCPシステムの考え方に沿った文書(SSOP)を作成し、この文書に基づき各事項が確実に実施されていることの確認を行うこと。」と規定しているが、その作成状況について。

SSOPは、< 作成済み ・ 作成されていない >

特定部位の取扱調査票 (自治体取りまとめ用)

自治体名

1 調査対象施設

平成16年10月末日現在、牛のとさつを行っている畜場数

施設

2 通常の牛のスタンニング方法

(1) スタンガン(とさつ銃)を使用していると畜場数

施設

① 弾の先が頭蓋腔内に入るもの

施設

② 弾の先が頭蓋腔内に入らないもの

施設

(2) と畜ハンマーを使用していると畜場数

施設

(3) 圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場数

施設

(4) その他 ( )

3 牛のとさつ時のピッシングについて

(1) ピッシングを行っている畜場数

施設

ピッシングの頻度

① 全頭~ほぼ全頭について行っていると畜場

施設

② とさつする牛の状態、出荷者等により行ったり、行わなかったりする

施設

③ ほとんど行わないが、稀に行っていると畜場

施設

④ 上記②又は③に該当する施設のピッシング頭数割合の平均

[約 割]

(2) ピッシングを行っていない畜場数

施設

4 牛の背割りによるせき髄片の飛散防止について

(1) 基本的事項

① 鋸の歯を洗浄しながら切断し、せき髄片を回収している

施設

② 回収したせき髄片を焼却している

施設

③ 背割鋸は一頭毎に十分に洗浄消毒している

施設

④ 背割り後、せき柱中のせき髄を金属性器具を用いて除去している

施設

⑤ 除去後、高圧水により洗浄している

施設

⑥ と畜検査員が枝肉へのせき髄片の付着が無いことを確認している

施設

(2) (1)の基本的事項以外の飛散防止措置を講じている畜場数

施設

① 背割りを正中線からずらしている

施設

② 背割り前にせき髄吸引機等を用いた除去を行っている

施設

せき髄除去の実施方法 ( 吸引式 施設・ 押し出し式 施設 )

③ せき髄除去処理により除去されるせき髄の割合(除去率)

[ % ]

※ 除去率は、各と畜場ごとの平均値を用い算出すること。

5 牛の特定部位の焼却について

- (1) と畜場内の施設で焼却している \_\_\_\_\_ 施設
- (2) 産業廃棄物処理業者に委託し焼却している \_\_\_\_\_ 施設
- (3) 市町村等の産業廃棄物処理施設で焼却している \_\_\_\_\_ 施設
- (4) 専用の化製場で肉骨粉等にしてから焼却している \_\_\_\_\_ 施設

・専用の化製場の名称、所在地を記載：

{ 名称：  
所在地： } \_\_\_\_\_

・焼却施設の名称、所在地を記載：

{ 名称：  
所在地： } \_\_\_\_\_

・焼却の確認方法を具体的に記載：

{ } \_\_\_\_\_

- (5) 専用の化製場以外の化製場で肉骨粉等にしてから焼却している \_\_\_\_\_ 施設

・専用の化製場の名称、所在地を記載：

{ 名称：  
所在地： } \_\_\_\_\_

・焼却施設の名称、所在地を記載：

{ 名称：  
所在地： } \_\_\_\_\_

・焼却の確認方法を具体的に記載：

{ } \_\_\_\_\_

6 めん羊及び山羊のSRMの取扱いについて

- (1) 平成14年4月1日から本年10月末日までに、12ヶ月齢以上のめん羊及び山羊をとさつしたと畜場数

\_\_\_\_\_ 施設

(2) めん羊及び山羊のSRMの焼却について

- |                          |       |    |
|--------------------------|-------|----|
| ① と畜場内の施設で焼却している         | _____ | 施設 |
| ② 産業廃棄物処理業者に委託し焼却している    | _____ | 施設 |
| ③ 市町村等の産業廃棄物処理施設で焼却している  | _____ | 施設 |
| ④ 専用の化製場で肉骨粉等にしてから焼却している | _____ | 施設 |

7 文書の作成等に関すること

(1) SRMに係るSSOPの作成について

平成9年1月28日付け衛乳第24号「と畜場法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」通知及び平成9年1月28日付け衛乳第25号運用通知によりSRMの処理については、「各と畜場の特質を考慮した標準的な作業手順、確認の方法等を規定したHACCPシステムの考え方に沿った文書（SSOP）を作成し、この文書に基づき各事項が確実に実施されていることの確認を行うこと。」と規定しているが、その作成状況について。

- |                 |       |    |
|-----------------|-------|----|
| ① SSOPは作成済みである  | _____ | 施設 |
| ② SSOPが作成されていない | _____ | 施設 |